⑽　法人税等　法定実効税率を用いて算定すること。ただし、零を下回る場合にあっては零とすること。

６．１．から３．まで及び５．により整理された配電部門の収益及び費用を基に、様式第３第４表により配電部門収支計算書を作成すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

７．電気事業固定資産のうち、配電部門に係る固定資産を、次の方法により抽出することにより整理すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

⑴　発生の主な原因を勘案して、配電部門に係る固定資産（電源線及び附帯事業と共用するもの（附帯事業に係る部分に限る。）を除く。）を、水力発電設備、火力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備、配電設備及び業務設備並びにこれらの建設仮勘定に配分することにより整理し、様式第３第５表により固定資産明細表を作成すること。

⑵　業務設備及びその建設仮勘定に係る帳簿価額から、２．⑵、⑶及び⑼から⑿までの規定に準じて水力発電設備、火力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電費、変電費、配電費、ネットワーク給電費用、ネットワーク需要家費用及びネットワーク一般販売費に対応する固定資産を抽出することにより整理し、様式第３第６表により共用固定資産帰属明細表を作成すること。

８．６．の規定により作成された配電部門収支計算書を基に、次に掲げるものをインバランス取引に係る営業収益及び営業費用として整理し、様式第３第７表によりインバランス収支計算書を作成すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

⑴　インバランス取引に係る営業収益は、次の額の合計額である。

①　地帯間販売電源料（電気の周波数の値の維持等に係るものを除く。）

②　他社販売電源料（インバランス対応に係るものに限る。）

③　託送収益（インバランス供給に係るものに限る。）

④　社内取引収益のうち、インバランス対応相当額取引収益及びインバランスの供給相当額取引収益の合計額

⑵　インバランス取引に係る営業費用は、次の額の合計額である。

①　地帯間購入電源費（電気の周波数の値の維持等に係るものを除く。）

②　他社購入電源費（インバランス対応及び買取りに係るものに限る。）

③　社内取引費用のうち、インバランス対応相当額取引費用及びインバランスの買取相当額取引費用の合計額

別表第４表

活動帰属基準、配賦基準分類表

費用等の項目	一般管理費		販売費	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
諸費		直課された各部門人員数比		同上
貸倒損			直課された貸倒損	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第３表

活動帰属基準、配賦基準分類表

費用等の項目	一般管理費		販売費	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
諸費		直課された各部門人員数比		同上
［新設］	［新設］	［新設］	［新設］	［新設］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］